

事件番号：令和3年（ネオ）第23号

損害賠償請求上告提起事件

申立人：山口人生

相手方：高知県

上告理由書

2021年7月14日

上告人

780-0841 高知市帯屋町1丁目9-6 白亜堂ビル4F

山口人生

上告理由

高松高裁の判決は民事訴訟法312条2項6号

「判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。」

に抵触する。

理由説明

本件の元になる令和2年（ネ）第275号事件の令和3年6月24日付け判決理由は、登記における錯誤手続きに基づき、不動産の移転があったという前提で書かれている。しかし、本件に関連した令和2年9月11日付けの高松高裁の判決（令和元年（行コ）第28号）では、重過失により、錯誤手続きは成立しないと理由書に記載されている。

つまり、令和元年事件判決理由と令和2年事件判決理由は、前提である錯誤の成立・不成立が逆転している。

以上